

市県民税の申告

問 税務課(☎62-1205)

令和2年1月1日現在、市内に在住し、昨年中に所得のあった人で、次のいずれかに該当する人は、必ず市県民税の申告をしてください。ただし、勤務先で年末調整をした人や所得税および復興特別所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

また、各年度の納税通知書が送達されるまでに、確定申告または市県民税の申告がされないと、市県民税の税額算定に適用できないものがありますので注意してください。

- ・事業・農業・不動産所得があり、確定申告を要しない人
- ・給与以外の所得が20万円以下の人
- ・公的年金(厚生年金、国民年金など)を受給していて、所得控除(社会保険料控除など)を受けようとする人
- ・医療費控除(セルフメディケーション税制を含む)、寄附金税額控除などを受けようとする人
- ・その他上記以外で所得のあった人

※昨年中に所得がなかった人でも、所得証明書などが必要な人および国民健康保険に加入している人は申告が必要です。



市県民税の申告用紙は1月下旬に郵送します

昨年、市県民税の申告をした人で市県民税申告書の発送を希望した人には、1月下旬に申告書を郵送します。申告書が届かない人および新たに申告する人は、申告会場へお越しください。

市県民税の申告に必要なもの

確定申告時に必要なものと同じです(P4参照)。

市県民税の申告受付

市役所会場

時 2月17日(月)～3月16日(月) 9時～16時(平日のみ) 場 7階大会議室

出張申告会場

とき	場所	時間
1月29日(水)	井ヶ谷市民館	9時30分～11時30分、13時30分～15時30分
30日(木)	高津波市民館	9時30分～11時30分
	半城土市民館	13時30分～15時30分
31日(金)	一ツ木市民館	9時30分～11時30分、13時30分～15時30分
2月3日(月)	東刈谷市民センター	
4日(水)	北部市民センター	
5日(木)	小垣江市民センター	
6日(金)	富士松市民センター	
7日(土)		



※西境市民館は改修工事のため、今年度は受付を行いませんので注意してください。

※駐車台数に限りがあり、混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。

受け付けできる確定申告

申告する所得が給与所得や公的年金、雑所得、配当所得(総合課税での申告のみ)、一時所得だけの人(予定納税額のある人は除く)です。

※内容によっては受け付けできない場合があります。

次の申告は刈谷税務署へ

▶事業所得(営業・農業)・不動産所得・土地や株式などの譲渡所得・仮想通貨に関する所得がある場合 ▶住宅借入金等特別控除・雑損控除を受ける場合 ▶国外の親族を扶養に追加する場合 ▶過年分の確定申告、青色・修正申告、更正の請求

【注意】

申告会場は大変な混雑が予想されます。特に終日受付を行う出張申告会場は午前中、市役所会場は月・火曜日に混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

なお、終日受付を行う出張申告会場では、状況によっては午前中に午後の番号札を配布する場合があります。